

健生発 0902 第 3 号
6 輸国 第 1810 号
令和 6 年 9 月 2 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙
の一部改正について

我が国から欧州連合（E U）等向けに輸出する水産食品に係る衛生証明書の発行、生産区域の指定及び適合施設の認定については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 EU-S1「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、第三国から E U に輸入される動物又は動物由来製品に対し特定の抗菌剤の使用を禁止する規則を E U が発効したこと等を受け、取扱要綱を下記のとおり改正しますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 魚介類の養殖又は魚介類由来の一次産品の製造に携わる食品事業者において魚介類に投与した動物用医薬品の具体的な記録事項の追加
- 2 令和8年9月3日以降にEU及びノルウェーを通関する養殖魚介類及びこれを由来とする水産食品に係る以下の事項の追加
 - (1) すべての生産段階において、特定の抗菌剤を使用していないこと
 - (2) 養殖事業者における動物用医薬品に係る記録の入手、管理及び情報提供
 - (3) 食品事業者における動物用医薬品に係る記録の確認及び情報提供
- 3 認定施設の調査等に使用するチェックリストに動物用医薬品の確認に係る項目を追加
- 4 取扱要綱別添4－1「魚病に関する証明事項の記載方法について」に規定された魚病に関する証明事項の記載方法の変更
- 5 その他所要の改正